

## 地域再生計画

### 1 地域再生計画の名称

快適さと潤いを感じる生活の舞台づくり地域再生計画

### 2 地域再生計画の作成主体の名称

青森県つがる市

### 3 地域再生計画の区域

つがる市の区域の一部（旧木造町及び旧森田村の区域）

### 4 地域再生計画の目標

つがる市は、青森県の西部に位置し、人口 40,195 人（平成 17 年 4 月 1 日現在）面積 253.85 平方キロメートルで、平成 17 年 2 月 1 日に木造町、柏村、森田村、稲垣村、車力村 5 町村が合併し青森県内 9 番目の市となった。

つがる市は、津軽平野に囲まれた農産物生産地帯であり、スイカ、メロンをはじめコメ、リンゴ、ネギ、トマト、ナガイモなどは市場で高い評価を得ており、「つがる」を産地ブランドとして販売促進を進め、農村地域の再生を目指している。そのためには、安全、安心な水資源を確保して、消費者に信頼される農産物を生産することが責務である。

ところが、近年家庭の雑排水が増加しており、市街地周辺では河川や公共水域の水質が悪化している。これに対処するため、市内各地区において、公共下水道及び農業集落排水事業を実施しているものの、現状では汚水処理人口普及率は 52%にとどまっており、この状態が続けば、安全、安心な水確保及び消費者に信頼される農産物の生産に支障をきたすおそれがある。

そのため、当市では汚水処理施設交付金を活用し、公共下水道区域の安定整備と未整備区域の浄化槽設置を定住の状況に応じて効率的に整備を進め、水質改善を図っていく。これは消費者に信頼される農産物の生産とともに、市民の生活環境改善につながる。このように住民の快適生活を確保して、快適さと潤いを感じる生活の舞台づくりを目指す。

（目標）5 年間で汚水処理人口普及率 52%から 63%に 11%の向上を図る

### 5 目標を達成するために行う事業

#### 5 - 1 全体の概要

木造地区においては公共下水道事業で平成 17 年度から平成 20 年度まで整備する。  
その他においては浄化槽設置事業で平成 17 年度から平成 21 年度まで整備する。

#### 5 - 2 法第四章の特別の措置を適用して行う事業

汚水処理施設整備交付金を活用する事業

[事業主体]

いずれも、つがる市

[施設の種類]

公共下水道、浄化槽

[事業区域]

公共下水道 つがる市木造地区(平成 14 年 3 月 27 日下水道事業認可済み)  
浄化槽 旧木造町、旧森田村全域 但し、公共下水道事業認可区域、  
農業集落排水整備区域(福原、越水地区)を除く

[事業期間]

公共下水道 平成 17 年度から平成 20 年度まで  
浄化槽 平成 17 年度から平成 21 年度まで

[整備量]

公共下水道	150 ~ 200 mm	L = 7,270m	
浄化センター増設	水処理設備 2 / 4 系列 ~ 3 / 4 系列		
浄化槽(個人設置型)	5 人槽	10 基	
	6 ~ 7 人槽	80 基	
	8 ~ 10 人槽	10 基	計 100 基

[事業費]

1,310 百万円	国費 546.21 百万円	
公共下水道面整備	894,460 千円	
	(うち、単独	220,000 千円)
	(国費	337,230 千円)
浄化センター増設	393,400 千円	
	(うち、単独	0 千円)
	(国費	201,600 千円)
浄化槽(個人設置型)	22,140 千円	
	(国費	7,380 千円)
計	1,310,000 千円	
	(うち、単独	220,000 千円)
	(国費	546,210 千円)

5 3 その他の事業  
該当なし

6 計画期間

平成 17 年度から平成 21 年度まで

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

4 に示す数値目標に照らして毎年度末に状況を調査し、必要に応じて事業の内容の見直しを図ることを内容とした地域再生計画に基づく、政策評価基本計画及び実施計画を作成し、実行する。

8 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

「青森県汚水処理施設整備構想」に掲載された計画値を目標に作成した、汚水処理施設整備計画であり、見直し等があればその計画値に準じ、その結果を反映させて行く。

(添付書類) 整備箇所図、計画区域図、工程表、イメージ図